

脱法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等を求める意見書の提出  
について

脱法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年10月26日提出

提出者 市議員 井上 与一郎 ほか64名  
自民党市議団, 日本共産党市議員団,  
民主・都みらい, 公明党市議団,  
みんなの党・無所属の会

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

脱法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから、2007年4月1日から、いわゆる脱法ドラッグを指定薬物として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。今年7月1日に9物質が追加指定され、現在、73物質が指定薬物に指定されている。

しかしながら、近年、いわゆる脱法ハーブが出回ってきた。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、お香、アロマなどと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、死亡事故も起きている。

脱法ハーブを巡っては、化学構造を少し変化させることで法規制を擦り抜け、指定薬物になれば、また化学構造を少し変化させるという「いたちごっこ」を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚労省が調査したところ、違法ドラッグ販売業者は、本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在し、京都府では7店舗、京都市内には4店舗存在している。

脱法ハーブは、覚醒剤や麻薬等の乱用への入口になることが危惧されており、こうした状況を放置することは、看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって国におかれては、以下の点について早急に対応するよう強く求める。

記

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど、法整備の強化を図ること。

3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底や各種団体への啓もう・啓発活動等に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。